

消費税

適格請求書等保存方式【インボイス制度】の 訪問相談を実施します。

▼ 期 日：令和3年 9月17日（金） 14:00～16:00

▼ 専門家：税理士 大 淵 賢 氏
大 淵 賢 税 理 士 事 務 所



**専門家が訪問して
お答えします！**

令和5年10月1日から消費税の仕入れ税額控除に「適格請求書等保存方式【インボイス制度】」が導入される予定です。

消費税の計算上、取引先から交付された適格請求書等の保存が必要になります。

この適格請求書を発行できるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、登録を受けることができるのは課税事業者のみです。免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。登録申請は、令和3年10月1日から始まります。

インボイス制度は消費税の「課税事業者」にも「免税事業者」にも
大いに影響があります！！

当所では希望される事業所へ専門家を派遣し、「適格請求書等保存方式【インボイス制度】」について事業所の質問“？”にお答えします。

専門家派遣申込書（FAX等でお申し込みください。申込締切：令和3年9月13日（月））

事業所名		TEL	
担当者名		FAX	
住 所			

お問い合わせ：大川商工会議所 経営支援課 担当・山崎
TEL: 0944-86-2171 ・ FAX: 0944-88-1144